



第3章

計画の基本的な考え方



計画の基本的な考え方

1 船橋市地域福祉計画の理念

< 船橋市地域福祉計画の理念 >

船橋市の市民一人ひとりが、
自らの住む地域に積極的に関わり、
誰もが認め合いながら、
地域の中に自分の居場所が確保されていて、
安心感、安堵感だけでなく、
生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる
「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を創出する。

本市の地域福祉計画では「市民の参加」を重要なポイントのひとつとして捉えており、平成17年3月に「第1次船橋市地域福祉計画」を策定してから、地域住民と行政等が協働しながら「すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくり」を進めてきており、「第2次船橋市地域福祉計画」及び「第3次船橋市地域福祉計画」にも受け継いできたところです。

また、地域における多様な生活課題に対応するためには、住民参加のみならず行政における支援体制の充実等もポイントとなっています。

このようなことから、この理念は、本市がめざす地域福祉の姿として普遍的な考え方だと捉えています。

また、国の掲げる、あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の理念にも通じているものであることから、今まで継承してきた理念を一部拡充し、本計画の理念とします。

2 計画のメインテーマと基本方針

(1) メインテーマ

< メインテーマ >

コミュニケーション船橋（シティ）の創出

本市では、船橋市地域福祉計画の理念に基づき、「第1次船橋市地域福祉計画」から、「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマに掲げ、市民相互のコミュニケーションの活性化をめざし、地域の人と人が出会い、知り合い、人間関係を深めていけるような仕組みづくりを重点に事業に取り組んできました。その後も、「第2次船橋市地域福祉計画」及び「第3次船橋市地域福祉計画」においても、このメインテーマを受け継ぎながら、さらなる地域力の向上※を図ってきたところです。

今回の市民調査においては、隣近所のつきあいについて「内容によっては困ったときに相談し、助け合える人がいる」割合が平成25年度調査より増加していますが、まだまだ近所つきあいが希薄な人が見られ、特に居住年数が少ない人はその傾向が顕著です。

地域住民の多様な生活課題は、家族や、向こう三軒両隣という言葉に代表される隣近所、地域の助け合いによって解決されていた側面がありましたが、高齢者世帯の増加や世帯の小規模化、地域での人と人とのつながりの希薄化、住民の地域への帰属意識の低下等により、地域の相互扶助力が低下している状況があります。

こうした背景も踏まえながら、本計画においても、これまでのメインテーマを継承することとし、市民の地域参加を進めていくための第一歩として、コミュニケーションが希薄になったことにより孤立している人たちを生み出している現状を改善し、市民相互のコミュニケーションが活性化することをめざし、地域の人と人が出会い、知り合い、人間関係を深め、困ったときには相互に助け合っていけるような仕組みづくりを進めます。

地域力の向上

行政をはじめ、住民や自治会、NPOなど地域の構成員が、協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくこと。

(2) 基本方針

本市を取り巻く課題やこれまでの取り組みを踏まえ、本計画の取り組みの3つの柱と1基の土台を定めました。

先ずは知り合い

柱1 心をつなぐ地域づくり～先ずは知り合い～

高齢者や障害のある人、子供等との交流の機会や多様な福祉教育の充実を進め、地域課題を地域の住民が『我が事』として捉え、解決を試みることができるよう意識の醸成を図ります。

また、地域コミュニティの醸成を図り、地域での助け合い、支え合いを促進する等、多様な活動の充実に努めます。

共に楽しみ・遊んで

柱2 楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ・遊んで～

誰もが、地域でいつまでも生き生きと暮らし、地域の中でさまざまな活動を行うことができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがいづくり活動に取り組みます。

また、社会参加の基盤づくりとして、就労や居住、移動支援等の充実を図ります。

困ったときには助け合う

柱3 安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う～

多様化・複雑化する生活課題に『包括的に』対応するため、誰もが福祉等に関する必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や相談窓口間の連携を促進し、適切な支援につなげます。

また、地域の防災・防犯体制の強化を図り、安全・安心な地域づくりを推進します。

土台

地域福祉推進のための仕組みづくり～活気と温もりのある地域を目指して～

地域福祉活動を推進するため、本計画を推進していく体制を整えるとともに、船橋市社会福祉協議会の活動の充実を図る等、多様な主体の参画を促進します。

3 計画の施策体系

第4次船橋市地域福祉計画においては、これまでの第3次船橋市地域福祉計画の施策項目を継承しながら、「地域共生社会」の実現に向けた観点から特に重要となる施策を重点施策としてしています。

メインテーマ	基本方針	基本施策	主な取り組み例
コミュニケーション船橋シティの創出	柱1 心をつなぐ地域づくり ～先ずは知り合おう～	(1) 人と人がふれあう環境の創造	①福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成 ②地域における支え合いの促進
		(2) 相互理解の促進	①人権・一人ひとりが多様性を認め合う心のバリアフリーについての意識啓発 ②外国人住民と市民との交流促進
		重点施策 (3) 心をつなぐ仕組みづくり	①地域住民等が集う拠点づくり ②地域交流事業の促進 ③地域情報等の発信
	柱2 楽しく暮らせる地域づくり ～共に楽しみ遊んで～	重点施策 (1) 社会参加の促進・生きがいの創造	①市民活動・組織の活性化 ②社会参加の機会の創出・就労の支援
		(2) 地域を核とした健康づくりの促進	①地域で行う体操等の推進 ②こころの健康づくりの充実
		(3) 居住・移動の自由の確保	①多様な外出等の支援 ②居住支援の推進
	柱3 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合おう～	重点施策 (1) 包括的な相談支援体制の充実	①専門相談支援機関の強化 ②身近な地域の相談先の充実 ③連携体制等の強化
		(2) 生活困窮者等への支援の推進	①生活困窮者等への支援強化 ②困難を抱える子供・若者への支援 ③再犯防止施策の推進
		(3) 防災・防犯対策の充実	①災害時における要配慮者※支援体制の充実 ②日常における防犯体制の充実
		(4) 地域医療・地域見守り体制の充実	①地域医療体制の充実 ②認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実
		(5) 権利擁護と虐待防止の推進	①福祉サービス事業者の育成 ②成年後見制度※等の利用促進 ③地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

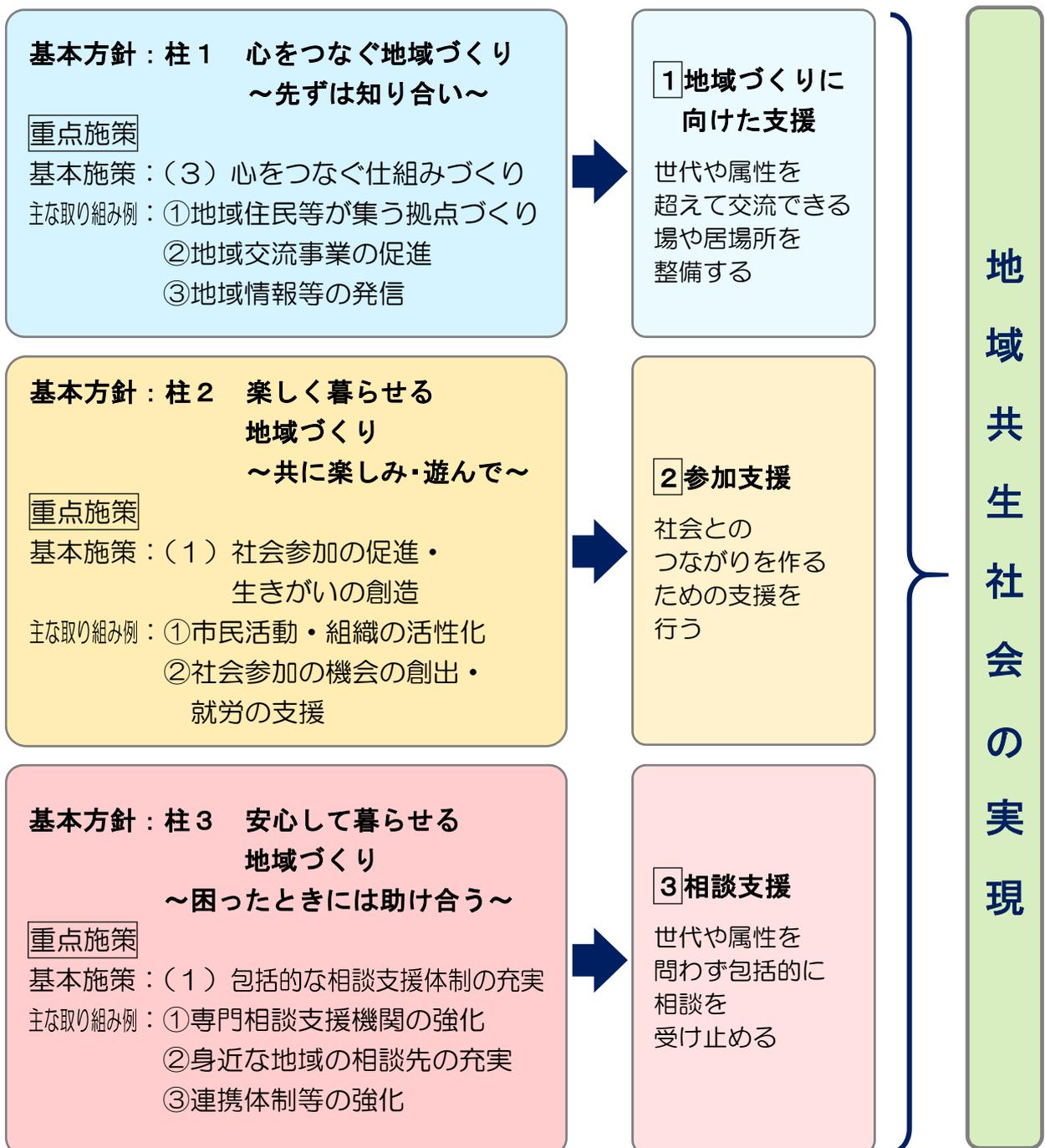
要配慮者 災害対策基本法に基づく、高齢者、障害のある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人。

成年後見制度 財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人を保護し支援するための制度。

4 重点施策 ～地域共生社会の実現に向けて～

現在の地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するには、既存の相談支援等の取り組みを活かしながら、地域づくりに向けた支援や社会とのつながりを作るための支援も行っていく必要があります。

本計画におきましては、重点施策を推進することで以下の①～③の3つの支援を進め、包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指します。



5 計画の進捗管理と評価

(1) 進捗管理と評価の体制

計画の実現に向けて、市が本来なすべき施策はもちろん、部局間の枠を越えて連携するだけでなく、地域住民、ボランティア、事業所、船橋市社会福祉協議会等の関係団体や機関とも連携を図り支援を行う一方、計画の進捗状況について定期的な進捗管理や評価を実施する必要があります。

そのため、本計画を推進するため、外部委員で構成する「地域福祉計画推進委員会」を組織し、進捗管理をしていきます。

(2) 進捗管理と評価の方法

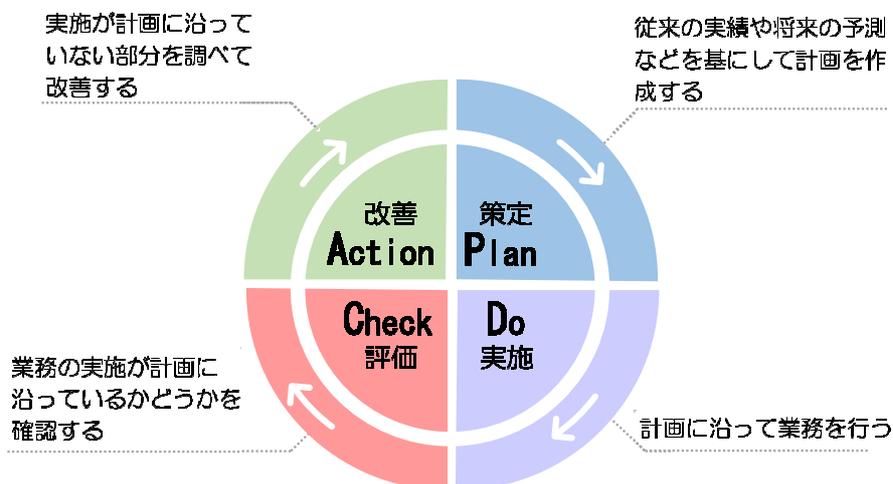
船橋市地域福祉計画の進捗管理にあたり、第3次計画の「地域福祉計画推進事業要覧」に掲載されている事業については、第4次計画策定後も継続して、庁内の事業担当課において「地域福祉の推進にどれだけ役立ったか」という視点で地域住民の参加などのプロセスや事業実績等について自己評価を行っていきます。

このうち、第4章から第6章に「具体的な事業例」として掲載した77事業を「地域福祉計画推進事業要覧」の抜粋版としてとりまとめて、市民にもホームページ等で公表します。共助項目については、船橋市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」の進捗状況の報告を受けます。

この「地域福祉計画推進事業要覧抜粋版」と船橋市社会福祉協議会からの報告を、「地域福祉計画推進委員会」に提出し、PDCAサイクルの考え方に基づき、その内容を検証・評価した後、推進委員会からの意見を市長及び船橋市社会福祉協議会会長へ提言することで、今後の取り組みに活かしていきます。

また、第4章から第6章の取り組みが地域住民の意識や主体性にどのような影響を及ぼしたのかを図る「成果指標」を設定し、アンケート調査により効果を測定します。

こうした進捗管理の仕組みを継続していきながら、より良い進捗管理の仕組みについて検討していきます。



6 新型コロナウイルス感染症の影響と地域福祉の推進

令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は様々な場面で現れており、離職や休業により収入が減少し生活に困窮する人への支援や、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見の防止等、地域福祉計画において取り組む内容はさらに幅広いものが求められるようになりました。

船橋市においても、感染者数の増加、学校の臨時休業、公共施設の休館、さまざまな経済活動の制限等、これまでに経験したことのない事態に陥りました。

これにより、市民の交流や見守り、ボランティア活動の休止も余儀なくされる等、地域福祉の推進にも大きく影響を及ぼしたところです。

こうした活動に支えられてきた人たち、また活動を支えてきた人たちは、社会参加の機会が減り、閉じこもりがちな生活になってしまう等の課題が生じており、地域からも「友人と会えなくてさびしい」「外出が少なくなり、運動量が減った」等の声が挙がっています。さらに、地域でのボランティア活動も自粛が長引いており、担い手が活動から遠のいてしまうことが危惧されます。

こうした中、地域とのつながりを保つためにさまざまな工夫を凝らした活動が行われています。例えば、地区社会福祉協議会ではアプリケーションを利用したオンライン上での子育てサロンの開催をはじめとする、ICT（情報通信技術）を活用した非接触型の新しいつながりづくりに取り組んでいます。また、船橋市社会福祉協議会においては、実際に顔を合わせる従来どおりのつながりづくりを継続するため既存事業の段階的再開に向けたマニュアルを整備しています。

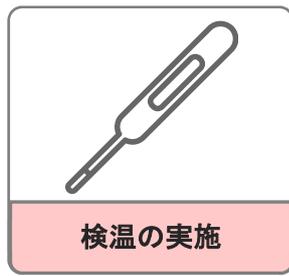
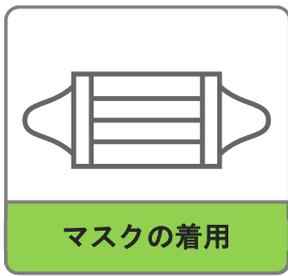
新型コロナウイルス感染症の収束は、未だに先行きが不透明な状況ですが、「新しい生活様式」での市民の暮らしに併せて、地域福祉活動も「with コロナ[※]」「ポストコロナ[※]」時代に対応した新たな取り組みが求められています。

従来の地域福祉活動で培った関係性を大事にしながら、ボランティアの担い手や社会参加する市民が安心して活動を続けていけるよう、ICT を活用した交流・見守りなど「新しい生活様式」を取り入れた、新たな地域福祉活動を推進していきます。

with コロナ 新型コロナウイルス感染症が撲滅困難であることを前提とした新たな戦略や生活様式のこと。

ポストコロナ 世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を境に価値観や生活様式の転換が起き、社会に定着した後のこと。

【新しい生活様式】



従来の活動を可能な範囲で継続しながら、「3つの密」を避けるための手法を取り入れた活動を拡充・推進

例えば・・・

新しい交流活動

少人数での開催や地元飲食店との協力、屋外での活動等、開催にあたっての創意工夫

オンライン講座の実施

動画投稿サイト等を活用して、自宅でも学べるオンライン講座を実施

電話やインターネット等を用いた見守り

直接対面しなくても、電話や手紙、SNSで見守り

地区社会福祉協議会では、対面での事業が出来ない間、手作りカードが作れる工作キットなどを会員に郵送し、孤独感の解消に努めています。



ZOOMを活用した24地区生活支援コーディネーター会議の様子

